

基本目標 2 介護予防の推進と地域における 包括的・継続的なケアマネジメント

(1) 介護予防・フレイル予防・健康づくりの推進

高齢者が自ら介護予防に取り組む意識が高められるよう事業の内容を再検討していきます。また、老人クラブ連合会や運営に参画するボランティア団体との連携強化を図ります。

高齢者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援することや、要介護（要支援）状態となることの予防又は要介護（要支援）状態の軽減・悪化の防止を目的として取り組みます。

高齢者の自立支援に資する取り組みを推進することで、要介護（要支援）状態になっても、高齢者が生きがいを持って生活できる地域の実現を目指します。

○集いの場の拡充 <高齢者支援課>

【事業内容】

民生委員児童委員やボランティアなどの地域住民が主体となって、体操・囲碁・将棋・茶話会・ものづくりなどを定期的に行う集いの場が各地に立ち上がっています。集いの場に通うことで、身体機能が向上するだけでなく、閉じこもりや孤立の防止、生きがいや社会的な役割の確保、さらには、参加者同士の安否確認にもつながります。

【現状と評価】

新規立ち上げ時の支援、専門職による健康相談や健康教育の開催、地域住民への周知を行い、自主的な活動が継続できるよう支援を行っています。

また、高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施するため、関係機関と連携し、重症化予防事業の開催や、地域の集いの場への参加を促すなどの取り組みを始めています。

参加者の高齢化や運営主体の担い手不足などに伴い、活動中止となる集いの場もありますが、高齢者あんしん相談センターの地域づくり担当が支援し、毎年新しい集いの場が立ち上がっています。

高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）による集いの場の支援

	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
活動支援延べ回数（回）	1,848	1,761	1,800
把握している集いの場 (か所)	118	119	120

【方向性】

歩いていくことができる距離に集いの場ができるよう、引き続き集いの場の立ち上げ支援を行っていくとともに、開催状況や参加することによる効果を積極的に周知していきます。

○フレイル予防事業 <健康推進課>

【事業内容】

フレイルとは、病気ではなく、加齢とともに筋力や心身の活力が低下し、介護が必要になりやすい健康と要介護の中間の状態のことです。

早目に気がついて適切な対策をとれば改善が可能であることから、健診事業や健康づくり事業を通して、フレイル予防を進めています。

1. 健診事業

① 後期高齢者医療健康診査（フレイル健診）

75歳以上を対象に、生活習慣病とフレイルの早期発見を目的にした健康診査です。令和2年度から問診表の内容を「フレイルチェック」に変更し、筋力や口腔内の衰え、認知症、社会参加の有無などフレイル傾向をみる15項目の問診により、生活習慣病の早期発見に加え、フレイル予防への個別対策を行っています。

② オーラルフレイル歯科健康診査

令和5年度から60歳、70歳、76歳を対象に、従来の歯周病検診にオーラルフレイルチェック3項目（飲み込む機能、口腔乾燥、噛む機能）を加えた内容です。結果により歯科医師がアドバイスをを行い、口腔機能の維持・向上のための教室に繋がります。

③ アイフレイル眼科健診

令和5年度から65歳、76歳を対象に始めた健診で、従来の緑内障検診の検査項目に加え、問診票にアイフレイルチェックの項目を加えたもので、加齢に伴って発症する眼疾患の早期発見、早期治療により、視力の低下、失明を未然に防ぎます。

2. 健康づくり事業

① フレイルチェック票での自己チェック

令和5年度から歯科健診や眼科健診の対象者へ自己チェック票を送付しています。30項目あるチェックの中で、「ロコモフレイル」「アイフレイル」「オーラルフレイル」「認知症」の傾向があると判定された方に対し、保健師等が個別支援を行っています。

② フレイル予防講座

フレイル予防の意識付けや予防効果のある運動や栄養の話などを保健師や管理栄養士、健康運動指導士などが行い、生活機能の維持向上に繋がっています。

3. フレイル予防教室 (FYS)

通信カラオケ機器を使用し、筋力アップのための運動、認知症予防のための頭の体操、嚥下等の口腔機能の低下を予防するためのお口の体操にインストラクターと一緒に楽しくフレイル予防に取り組みます。

【現状と評価】

健診事業は、これまでの健康診査や歯科健康診査、緑内障検診にフレイル予防対策としての視点を入れ、健診内容の充実、対象年齢の拡充を行いました。

また、フレイルの状態か、その前段階かを早めに自らが気づき、予防や改善の行動を促すために、令和5年度から自己チェック票の送付を行い、返信があった人への個別支援を行っています。

特に転倒予防や筋力低下を予防する運動教室を中心に、フレイル事業を展開しています。

フレイル予防のための教室

年度	事業名	回数	参加者数
令和3年度	フレイルを防ぐトレーニング（6回シリーズ）	6回	62人
	スローエアロビクス	1回	13人
	初心者のための運動講座	16回	39人
	筋力トレーニング（7回シリーズ）	7回	50人
	ヨガ、椅子ヨガ	2回	26人
	フレイルを防ぐトレーニング	1回	26人
	犬山スポーツボイス教室	26回	253人
令和4年度	転倒骨折予防講座	2回	30人
	関節が痛い時の運動法（3回シリーズ）	3回	44人
	ヨガ、椅子ヨガ	3回	33人
	ピラティス（2回シリーズ）	2回	26人
	フレイル予防講座	1回	26人
	犬山スポーツボイス教室	40回	366人
令和5年度 (見込み)	ピラティス（2回シリーズ）	2回	30人
	自律神経コンディショニング講座（2回シリーズ）	2回	40人
	転倒骨折予防講座	2回	60人
	フレイル予防教室（FYS）	48回	60人

【方向性】

各種健診については、受診しやすい環境づくりや効果的な受診勧奨など、受診率向上に努めます。

また、フレイル予防のための教室への参加がしやすいように、周知するとともに、自宅や身近な場所で気軽に取り組めるフレイル対策の知識や意識の向上を図ります。

また、地域でサロン事業を展開する民生児童委員等の関係団体や高齢者あんしん相談センター職員とも連携して、集いの場の拡充と合わせて、多角的なフレイル予防にもつながるよう、継続的に支援していきます。

○健康づくり事業（高齢者対象） <健康推進課>

(1) 出張サロン事業

【事業内容】

町内などを単位とした単位老人クラブの一般高齢者を対象に、市民健康館の保健師、管理栄養士やボランティア団体の食の改善推進員、健康づくり推進員の連携により、介護予防や生活習慣病予防をテーマとした健康講話、体操、食事バランスチェックなどを組み合わせたプログラムを実施しています。

【現状と評価】

高齢者が地域の仲間とともに、主体的な介護予防や生活習慣病予防に取り組む意識が高まるように毎年内容を工夫しています。

令和2年度から新型コロナウイルス感染症の拡大により、実施方法を見直し、人数制限や回数を減らすなど、感染対策に取り組みながら行いました。

4年度までは、単位老人クラブを対象とし、食と運動と講話の3つを合わせた内容で行っていましたが、5年度は各老人クラブのニーズに合わせた内容で行っています。

出張サロン事業の実績

	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
開催日数(日)	9	16	12
参加者数(人)	150	309	300

(2) 健康体力チェック事業

【事業内容】

握力、バランス力、柔軟性、敏捷性などの測定を行い、個別に結果票を返却し、結果に即した運動内容を案内しています。

市の保健師と、市内外で体操を中心に健康づくり活動を行っている愛知県健康づくりリーダーが中心になり行っています。

【現状と評価】

各地域高齢者あんしんセンターや民生児童委員が中心となって運営するサロンの場に出向いて行ったり、市主催の運動教室等の参加者、自主グループや依頼のあった団体などに行っています。

定期的に体力チェックを行い、体力の維持増進を図ることは、客観的に自分の体力が数値化され評価できることから、運動意欲につながります。

健康体力チェック事業の実績

	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
開催回数(回)	17	15	16
参加者数(人)	239	222	250

【方向性】

高齢者が自ら介護予防に取り組む意識を高め、日頃の活動にも取り入れられる事業内容を毎年検討していきます。また、老人クラブ連合会や運営に参画するボランティア団体との連携強化を図ります。

身近な地域で健康づくり事業に参加できたり、年1回自分の体力チェックをする機会を得たりできるよう、環境整備を整えていきます。

○ボランティア養成講座・活動への支援 <健康推進課>

【事業内容】

高齢者人口の増加や複雑化するニーズに対応するため、多様な担い手の育成が求められており、介護予防に関する講義や実践を行う養成講座を通し、地域で活躍するボランティアを養成しています。

また、養成後は、市の保健事業とも連携し、活動の場を設けたり、各種イベントで活動紹介をしています。

【現状と評価】

食の改善推進員と健康づくり推進員の養成のため、各協議会と市が協働で養成講座を実施しています。

ボランティアの養成は、毎年もしくは隔年の実施で、参加者が少ないのが現状ですが、ボランティア活動は自身の健康維持・介護予防及び社会参加・地域貢献を通した生きがいづくりになっています。

食の改善推進員会員登録者数 28人（令和5年4月1日現在）

健康づくり推進員会員登録者数 8人（令和5年4月1日現在）

推進員の高齢化が進み、特に健康づくり推進員会員登録者数が激減しており、担い手の育成が課題です。

養成講座の実施状況と新規ボランティア登録者数

	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
食の改善推進員	コロナのため中止	回数：5回 延べ参加者数 29名 うち新規登録者数5名	隔年実施のため休止
健康づくり推進員	コロナのため中止	隔年実施のため休止	回数：3回 延べ参加者数 15名 うち新規登録者数5名

【方向性】

高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）や民生委員児童委員等と連携を図り、担い手の確保や活動内容の充実に向け、事業内容を見直して、健康づくりに関心のある人が参加しやすい養成講座を企画します。

また、市民の健康づくり・介護予防の意識の醸成とともに、ボランティア自身がいきいきと活動していけるよう、推進員活動の後押しを行っていきます。

○訪問型サービス <高齢者支援課>

【事業内容】

ホームヘルパーなどが在宅での日常生活に支障のある人の自宅を訪問し、本人の能力を最大限活用しながら、身体の介助や日常生活の援助を行うことによりできることを増やすよう支援します。

【現状と評価】

平成29年4月から介護保険の介護予防訪問介護がこのサービスに移行しました。移行後も従前の介護予防訪問介護の提供にとどまっています。

訪問型サービスの実績（現行相当）

令和3年度		令和4年度		令和5年度 (見込み)	
件数(件)	給付額(円)	件数(件)	給付額(円)	件数(件)	給付額(円)
2,399	43,324,304	2,515	44,568,900	2,220	42,676,000

【方向性】

引き続き従前の介護予防訪問介護でのサービス提供を行っていきます。要支援者等の生活支援のニーズに対応する多様なサービスについては、地域の実情や社会資源の状況を鑑み、サービスの必要性を検討していきます。

○通所型サービス <高齢者支援課>

【事業内容】

在宅で外出機会の少ない人などが心身機能の維持向上のため機能訓練やレクリエーションに参加し他者との交流を図ることで、孤立感が解消されるとともに、能力に応じた自立した生活を送ることができるようサービスを提供します。

【現状と評価】

平成29年4月から介護保険の介護予防通所介護がこのサービスに移行し、加えて介護予防通所介護の設置基準を緩和したサービスを実施しています。利用期間の長期化やサービスのミスマッチが課題であり、適切な介護予防ケアマネジメントを通じて実情に応じたサービスの提供を行っていくことが必要です。

通所型サービスの実績

		通所型サービス（現行相当）	通所型サービス（基準緩和型）
令和3年度	件数（件）	3,489	1,300
	給付額（円）	92,878,504	11,083,329
令和4年度	件数（件）	3,717	1,353
	給付額（円）	98,013,014	15,945,688
令和5年度 （見込み）	件数（件）	3,204	1,224
	給付額（円）	87,324,000	40,939,000

【方向性】

ニーズに合わせて柔軟にサービス内容を設定しやすく、自立支援の視点に立ったサービスの充実化を図ります。また、高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）に配置した生活支援コーディネーターとも協働して地域での集いの場作りを支援していきます。

○要支援者等に対するリハビリテーションサービスの提供体制の構築 <高齢者支援課>

【現状と評価】

当市の介護保険制度における通所リハビリ系サービスは、全国と比べ充実していますが、現場で働くリハビリ専門職からはまだ改善していないとの声も聞こえます。

リハビリ専門職が個々に、地域のサロン等で介護予防教室に参加し、心身機能や生活機能の向上への働きかけていることは確認していますが、本格的な活動には至っていません。

地域で介護予防教室等を行ってくれる事業所をサロンの世話人向けの冊子で紹介するなどマッチングを始めているところです。

また、介護予防等の取組における検討会（自立支援型ケア会議）等において、専門職間の繋がりを構築しています。

【方向性】

生活支援体制整備事業でのマッチングを続けるとともに、介護予防等の取組における検討会（自立支援型ケア会議）など、多職種が集まる場を活用し、地域の集いの場等での切れ目のないリハビリテーションの取り組みが提供できるよう、連携体制の構築を目指していきます。

(2) 高齢者の重層的・包括的な見守り支援体制の充実

高齢者がそれぞれの状況に応じて、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、また、介護者に対する支援の観点からも、生活支援・見守り体制の充実を図ります。

○高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）の機能強化 ＜高齢者支援課＞

【事業内容】

センターには、専門職（主任介護支援専門員、社会福祉士、保健師）のほか、地域づくり担当を配置していますが、さらに機能強化することで増加する相談や複合的な課題を抱えた困難ケースに対応していきます。各職員が地域のネットワークを構築し、保健・医療・福祉に関する相談・支援などを包括的かつ継続的に実施しています。

市内5地区の高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）が介護予防ケアマネジメントを実施するとともに、高齢者自身やその家族、地域住民からの相談に応じ、各種サービスの調整や関係機関との連携強化を図っています。

【現状と評価】

高齢者人口の増加に伴い、相談等も増加傾向にあります。

高齢者の抱えるニーズの多様化だけではなく、多岐に渡る課題を抱えた困難ケースが増えており、個々に合わせた柔軟な対応が求められています。

高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）一覧（令和5年度現在）

名称	設置場所
犬山北地区高齢者あんしん相談センター	キャスト▷ヨシヅヤ犬山店内
犬山南地区高齢者あんしん相談センター	総合犬山中央病院内
城東地区高齢者あんしん相談センター	特別養護老人ホームめぐ森内
羽黒・池野地区高齢者あんしん相談センター	老人保健施設フローレンス犬山内
楽田地区高齢者あんしん相談センター	特別養護老人ホーム犬山白寿苑内

	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
相談延べ件数（件）	13, 833	16, 655	18, 000
権利擁護事業件数（件）	721	513	617

【方向性】

高齢者の多様化したニーズや多岐に渡る複合的な課題を抱えた実情に合わせ、必要なサービスや地域の社会資源を結び付け、包括的支援ができる体制づくり（地域包括ケアシステムの構築）を進められるよう、多機関と連携した適切な支援をしていきます。

○重層的な支援体制の構築 <福祉課、高齢者支援課、他>

【事業内容】

重層的支援体制整備事業^{※1}を実施することにより、地域での相互扶助の基盤整備を推進するとともに、既存分野の専門性を生かした支援とあわせて分野を横断して連携することで、複雑化・複合化している地域住民の支援ニーズに対応する包括的な相談支援体制を構築します。

^{※1} 重層的支援体制整備事業は、包括的な相談支援・参加支援・地域づくりに向けた支援を一体的に実施することで専門職による支援体制を整えるとともに、地域住民相互の気かけ合う関係性の中で支え合いや助け合いの基盤を構築する事業で、社会福祉法第106条の4に規定されています。

【現状と評価】

○現状

令和3年11月から、包括的な相談支援体制の構築に向けて福祉課を中心に庁内関係課（令和4年8月からは市社会福祉協議会も参加）による連携会議を実施し、情報共有や事例検討を通じた職員の資質向上を図っています。

また、令和4年度から重層的支援体制整備事業への移行準備事業（最大3年間）を実施しており、包括的な相談支援体制の構築の第一歩として、「ふくし総合相談窓口」を福祉課に設置するとともに福祉課を事務局とした犬山市地域福祉推進委員会を設置し、犬山市重層的支援体制整備事業計画他3計画を包含する第1次犬山市地域福祉計画を策定しました。

○評価

連携会議により庁内関係課及び市社会福祉協議会との顔の見える関係性の構築は進んでいますが、多分野が連携しやすい組織のあり方など、実施体制については十分検討する必要があります。

分野や世代を超えて一体的に実施することが求められている事業について、行政においては既存事業の整理を含めた実施体制を検討するとともに、地域においても支え合いや助け合いの仕組みの充実を図る必要があります。

【方向性】

令和6年度から重層的支援体制整備事業を本格的に実施していきます。そのためには、多分野の専門職が協働する体制の構築とともに地域力の向上が必要であることから、情報共有の仕組みを整えるとともに専門職を対象とした研修会や住民を対象としたシンポジウムなどの開催を通じて地域力の向上を図っていきます。

○高齢者見守り支援ネットワークの推進 <高齢者支援課>

【事業内容】

高齢者の見守り体制の強化のため、民生委員児童委員による見守り活動や高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）による訪問支援を行っています。

また、市内の新聞販売店、日本郵便株式会社などと「犬山市高齢者見守りネットワーク事業協定」を締結し、業務の中で関わる高齢者を見守り、異変に素早く対応できる体制を構築しています。

【現状と評価】

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が年々増加する中、地域との交流がほとんどない高齢者が増えており、緊急時に対応することが困難な場合も多くみられ、見守り体制の推進が必要です。

令和5年8月末現在では、50事業所と協定を結び、支援体制を構築しています。

【方向性】

平常時の見守り活動において、個人情報守秘義務の観点から情報収集が難しいことが課題となっています。

高齢者の増加により、支援が必要な高齢者が増加することが考えられます。そのため、日頃から地域での見守りや、福祉・介護サービスの提供を通じた見守りなど、幾重ものネットワークにより、見守り体制の強化を図ります。

また、町内会といった地域の関係団体や、医療機関、介護サービス事業所、警察署、高齢者見守りネットワーク協定事業所といった、あらゆる機関との連携を強化しながら、地域ぐるみで高齢者の生活全般を支えていくための見守りネットワークを推進します。

協定締結事業所数

	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
事業所数（か所）	47	50	52

○避難行動要支援者支援制度の推進 <福祉課、高齢者支援課、他>

【事業内容】

市への申請により登録した「避難行動要支援者支援制度名簿提供同意者名簿」を作成し、地域の関係者へ配付することで、地域において平常時の見守りに活用するとともに、災害時の安否確認や避難支援が迅速に行われることを目的としています。

災害時や災害の発生する恐れがある場合に、在宅者で、自力で避難することが困難で、避難確保に特に支援を要する高齢者や障害者等に対し、地域の中で情報の伝達や避難の手助けをする仕組みをつくります。

【現状と評価】

申請には、個人ごとに避難行動計画の作成が必須となっており、支援者を1名以上登録する必要があります。

また、令和4年度には、対象者全員に対して民生委員による戸別訪問で、実態調査を実施しました（3年に1度）。

引き続き、防災担当課と高齢者、障害者、難病者の担当課が連携し、事業の周知を図り、有事の時に実効性の高い制度とする必要があります。

要支援者に対し、平常時より声かけや見守りを行うことで、住民全体の防災意識を高めるとともに、地域が主体となった避難支援体制を整えるために、関係団体である民生委員児童委員や町会長のみならず、市民全体へ制度の周知を図っています。

避難行動要支援者支援制度名簿提供同意者の実績

単位：人

	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
介護保険の要介護3～5の 認定者	44	33	39
身体障害者手帳（内部障害を 除く）1～3級所持者	124	118	121
療育手帳A判定所持者	11	11	11
精神障害者保健福祉手帳 1級所持者	1	1	1
その他（難病患者等）	24	28	26
合計	204	191	198

【方向性】

避難行動要支援者及び地域住民への制度の周知を一層図るとともに、真に支援を必要とする要支援者の把握に努め、有事の際は本制度が実効性の高いものとなるよう、当事者の意見も聞きながら仕組みを整えていきます。

今後も対象者の増加が予想されるため、関係者と協力し、地域における自助・互助の取り組みの強化に努めます。

(3) 在宅生活を支える体制整備

ひとり暮らしの高齢者などで、支援が必要になった場合でも自立した生活ができるよう、高齢者のニーズに応じた多様なサービス提供に向けた体制の構築を推進します。

○生活支援コーディネーターの配置 <高齢者支援課>

【事業内容】

地域課題を把握し、解決に繋げるための体制づくりの一環として、地域における高齢者の生活を支える資源の開発、担い手の養成、関係者間のネットワーク構築などを行う専門職として、生活支援コーディネーターを配置しています。

また、生活支援コーディネーターを補完する役割の協議体を各地区に設置し、地域情報の把握・共有のために定期的に開催しています。

【現状と評価】

市全体で活動を行う第1層生活支援コーディネーターは公募により1名選定し、日常生活圏域で活動を行う第2層生活支援コーディネーターは市内5地区の高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）に1名ずつ配置しています。

協議体の開催により地域での見守りや支え合いの体制づくりが進んでいる半面、この取り組みを続けていくため長期的な視点で協議体への参加者を継続的に確保することが課題として取り上げられることがあるため、この事業への理解と周知する取り組みが必要です。

生活支援コーディネーターの配置一覧

圏域	地区	所属
第1層	犬山市全域	一般社団法人和顔の輪
第2層	犬山北地区	医療法人啓友会
	犬山南地区	社会医療法人志聖会
	城東地区	社会福祉法人ともいき福祉会
	羽黒・池野地区	医療法人啓友会
	楽田地区	社会福祉法人白寿苑

第1層協議体開催回数

	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
第1層協議体(犬山市地域ケア・生活支援推進協議会)(回)	2	1	1

第2層協議体開催回数

単位：回

地区	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
犬山北地区	5	11	12
犬山南地区	5	11	12
城東地区	8	11	12
羽黒・池野地区	7	11	12
楽田地区	5	11	12

【方向性】

生活支援コーディネーターや各地区の第2層協議体を中心に、地域情報の共有を進め、課題の解決に努めるとともに支え合いの体制づくりを推進します。

また、各地区の取り組みの成功事例を全市の協議体を集め実施する交流会で共有し取り組みを活性化させます。

また、チラシの作成・配布、活動内容をホームページや広報などに掲載することで、事業の周知を図ります。

○地域ケア会議 <高齢者支援課>

【事業内容】

① 地域ケア会議

地域の高齢者、及びその世帯を取り巻く課題が複雑化する中で、民生委員児童委員や介護サービス事業所、近隣住民などの関係者を集め、個別ケースの支援内容の検討を行うことを目的として、高齢者あんしん相談センター(地域包括支援センター)が開催しています。

② 介護予防等の取組における検討会(自立支援型ケア会議)

個別ケースの検討を重ねることにより、地域課題を把握し、それらの課題を地域づくりや政策形成に結び付けていくことで地域包括ケアシステムの構築に繋ぐことを目的として、市が開催しています。

【現状と評価】

① 地域ケア会議

個別ケースについて支援内容を検討していますが、複合的な課題を抱えたケースが多く、明確な課題を把握することが難しいのが現状です。

② 介護予防等の取組における検討会(自立支援型ケア会議)

令和3年度より新型コロナの影響等で自立支援型地域ケア会議を休止していましたが、令和4年度より軽度者(事業対象者や要支援と認定された人)を対象とした介護予防等の取組における検討会として、リハビリテーション職等の専門職や介護事業所等の参加を会議の手法等を検討しながら定期開催しているところです。

地域ケア会議の実績

	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
地域ケア個別会議(高齢者あんしん相談センター主催)(回)	23	14	25
介護予防等の取組における検討会(回)	0	2	3

【方向性】

① 地域ケア会議

住民や関係者に地域ケア会議の目的や機能の周知を図るとともに、必要時会議への参加を促していきます。また、関係者間のネットワーク構築や顔の見える関係づくりを強化していくことで、支援が必要な個別ケースを早期に把握する体制を目指します。

② 介護予防等の取組における検討会（自立支援型ケア会議）

令和4年度と令和5年度については、愛知県のアドバイザー派遣事業を活用し、検討会の進め方を相談しながら実施しています。今後、個別ケースの検討を重ね、地域課題を抽出し、地域づくりに活かしていきます。

○高齢者見守り配食事業 <高齢者支援課>

【事業内容】

ひとり暮らしの高齢者等にお弁当を直接手渡しすることで安否を確認し、高齢者の健康状態、生活の異変等を把握するとともに、緊急事態における早期対応を図ります。また栄養のバランスの取れた食事を摂ることにより、健康の保持増進にも寄与しています。高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）や居宅介護支援事業所のアセスメントに基づき、平日週1回から5回まで曜日を決めて昼食を宅配するサービスです。

高齢者に合ったメニューを作成し、配達時には必ず声をかけて手渡しをしています。（利用料：1食390円～）

【現状と評価】

配達時に必ず手渡しをすることとしているため、利用者の異変に気づき、救急搬送等の対応することができました。（令和3年度2件、令和4年度2件）

しかし、事前連絡の無い外出により、予定通りに配達ができないなどの課題もあります。

高齢者見守り配食事業の実績

	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
事業所数（か所）	6	6	6
登録者数（人）	74	54	55
延べ配食数（食）	13,035	9,108	9,280

【方向性】

虚弱な高齢者の安否を確認する手段の一つであり、健康維持の側面もあります。また、食事以外での面でも支援が必要な方が対象としており、熱中症対策や犯罪への注意喚起のため、チラシを配布していきます。

利用者の食事に対する要望も多様化しているため、ニーズに対応できるよう、配食業者の充実を図るとともに、制度の周知に努めます。

○介護用品支給事業 <高齢者支援課>

【事業内容】

寝たきりなどの重度要介護高齢者を在宅で介護している介護者の経済的負担の軽減と在宅介護の支援を図ることを目的に、住民税非課税世帯に対し、紙おむつなどの介護用品を年4回支給しています。(給付限度額 月額8,500円)

【現状と評価】

毎年、利用者にアンケートを行い、ニーズの把握に努めています。

年々、介護用品の利便性が向上しており、給付品目の見直しを行っています。

介護用品給付事業の実績

	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
利用者数(人)	20	24	25
給付総額(円)	1,281,478	1,470,799	1,500,000

【方向性】

介護者の経済的負担の軽減を図るためにも必要な施策と考えますので、今後もよりよい支援を行っていくために、介護者の意見を取り入れた介護用品の選定や利用条件の見直しを検討しながら事業を継続していきます。

(4) 認知症施策の拡充

認知症になってもできる限り住み慣れた環境で自分らしく暮らし続けることができるよう、認知症に対する正しい理解の促進に向けた活動を行うとともに、早期発見・早期対応につながるよう、高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）や認知症初期集中支援チームなどと連携し、認知症に対する総合的な支援に努めます。

○市民の認知症に対する正しい知識と理解の促進 <高齢者支援課>

【事業内容】

認知症になってもできる限り住み慣れた環境で自分らしく暮らし続けることができるよう、市民に対して認知症に対する正しい理解の促進に向けた活動を行うことで、認知症への正しい知識と理解を深めてもらい、地域の中で見守る体制づくりの構築に努めます。

【現状と評価】

- ① アルツハイマー月間パネル展示
9月の世界アルツハイマー月間に合わせ、令和4年度より認知症啓発のパネル展示を市役所等で実施しています。
- ② 犬山オレンジフェスタの開催
9月21日の世界アルツハイマーデーに合わせ、令和4年度より認知症の啓発を目的とした産官学連携でのイベントを開催しています。
- ③ 認知症の周知啓発
広報犬山の特集として、認知症に関する周知啓発の記事を掲載しています。
- ④ 認知症サポーター養成講座
地域住民や企業などに対し、認知症の病態や接し方の知識など見守りを支援していく「認知症サポーター」養成のための講座を開催しています。

【方向性】

市民に対して認知症に対する正しい理解の促進に向けた活動を引き続き行うことで、認知症への正しい知識と理解を深めてもらえるよう事業を継続していきます。また、地域の中で見守る体制づくりが構築できるよう、周知啓発活動に努めます。

○認知症ケアパス <高齢者支援課>

【事業内容】

認知症の発症予防から人生の最終段階まで、認知症の状態に応じた対応の流れを示したもので、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受けるとよいのかがわかるように、「あんしんして暮らせる犬山市 認知症ガイドブック～認知症ケアパス～」を作成・配布しています。

【現状と評価】

高齢者支援課、高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）、認知症初期集中支援チームにて作成したガイドブックを配布していますが、有効活用できているか把握できないことが課題です。

【方向性】

認知症になっても住み慣れた地域でその人らしい暮らしが送れるようにすることを目的とし、より活用しやすいガイドブックとなるよう工夫するとともに認知症に関する相談窓口の周知を進めます。

○認知症サポーター養成講座及びサポーターによる地域活動 ＜高齢者支援課＞

【事業内容】

認知症の人とその家族が、地域で安心して生活ができるよう、地域住民や企業などに対して認知症の病態や認知症の人への接し方などの知識を持ち、見守りを支援していく「認知症サポーター」の養成講座を行っています。

また、認知症サポーターが中心となり、認知症になっても地域で暮らし続けることができるよう、チームオレンジ等による認知症に関する普及啓発や様々な取り組みを行います。

【現状と評価】

老人クラブや民生委員児童委員、町内会、各地区で実施されている高齢者教室の利用者などを対象に認知症サポーター養成講座を実施し、認知症の人とその家族を見守るための体制づくりに取り組んでいますが、サポーターとしての活動に結びつかないことが多いことが課題です。

また、本人発信などの活動においては、認知症であることで消極的な態度になってしまうことが多く、認知症当事者の活躍には至らないことも課題です。

認知症サポーター養成講座の実績

	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
実施回数(回)	12	17	17
養成人数(人)	164	434	440

【方向性】

認知症の人がその人らしく住み慣れた地域で生活を継続するためには、周囲の理解が必要不可欠です。地域での見守り体制をより充実させるため、小学生や中学生を対象としたキッズサポーターの養成を行うとともに、サポーターが中心となり認知症の人が活躍できる場や通いの場(認知症カフェなど)を開催するなどの取り組み(チームオレンジ)を進めていきます。

○認知症初期集中支援チーム <高齢者支援課>

【事業内容】

認知症の疑いがあるのに受診を拒否する人、認知症の治療を中断している人、介護サービスを利用したが上手くつながらない人、認知症の症状が顕著なため介護や対応に苦慮している人などに対し、医師・医療系専門職・介護系専門職の専門家が対象者や家族へ訪問支援や相談を行い、指導や助言を行うことで、適切な医療・介護サービスを受けられるよう、一定期間集中的に支援しています。

【現状と評価】

尾北医師会の協力のもと専門チーム（認知症専門医又はサポート医・医療系専門職・介護系専門職）を平成29年9月に立ち上げ、令和3年度より「つながっと」という愛称にして活動しています。本人や家族、関係機関などからチームに相談が入り、月1回のチーム員会議にて支援方法を検討しながら適切な支援を行っています。

認知症への理解が十分ではなく、本人や家族が認知症だと認めたくない、知られたくないなどの理由で、相談や受診ができないケースがまだまだ存在していることが課題です。

認知症初期集中支援チームの実績

	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
相談件数（実人数）（人）	24	13	25
訪問による対応ケース（実人数） （人）	9	7	10
訪問回数（延べ回数）（回）	9	17	20
チーム員会議開催数（回）	12	12	12

【方向性】

個別ケースの問題を解決するとともに、地域や市全体の認知症に関わる課題を明確にし、関係機関との連携も深めつつ、認知症施策に繋げていきます。また、認知症に対する知識の普及、チームの周知や関係機関・地域の理解を深めることで、より一層初期の段階から認知症の人の支援ができる体制を整えていきます。

○見守りGPS購入費助成事業 <高齢者支援課>

【事業内容】

GPSを利用した専用端末機の購入費の一部を補助し、高齢者が所在不明となった場合に、介護者が位置情報を検索でき、早期発見に役立てます。

下記の2種類の機器から選択して購入する形とし、1万円を上限として初期登録料を市が負担します。

履歴確認型：初期登録料 6,380円、月額利用料 638円(利用者負担)

手動検索型：初期登録料 18,480円、月額利用料 2,090円(利用者負担)

【現状と評価】

令和2年度まではGPS端末機の貸与にかかる加入料金を補助していましたが、該当端末のサービスが終了することに伴い、購入費の補助をする形に変更しました。端末を2種類から選べる反面、利用者にGPS端末機を常時携帯してもらう方法が課題です。

見守りGPS購入費助成事業の実績

	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
利用者数(人)	5	4	4

【方向性】

高齢者の見守りや安否確認の手段の一つとして必要な事業と考えています。他の見守り、安否確認の事業と併せ、事業の周知に努めていきます。

○見守りシール交付事業 <高齢者支援課>

【事業内容】

個別番号とQRコードが記載された見守りシールを認知症の人の衣類や所持品に貼付しておき、万が一行方不明になった場合に、発見者がQRコードを読み取ると、事前に登録した家族などに連絡が入り、発見者と保護した場所の情報交換ができ、早期に家族に引き渡しができるよう支援しています。

- ・配布枚数：40枚（衣類用30枚、所持品10枚）

【現状と評価】

令和3年4月より、本事業を認知症高齢者など個人賠償責任保険事業の加入条件としたことから、令和3年度以降は令和2年度（8件）と比べ申請者数が増加しました。

また、発見者となりうる地域住民などに認知症への理解と、行方不明高齢者を発見した場合に見守りシールに気づき、利用してもらえるような取り組みが必要です。

見守りシール交付事業の実績

	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
申請人数（人）	26	16	20

【方向性】

高齢者の見守りや安否確認の手段の一つとして必要な事業と考えています。他の見守り、安否確認の事業と併せ、事業の周知に努めていきます。

○認知症高齢者など個人賠償責任保険 <高齢者支援課>

【事業内容】

認知症又は徘徊行動をするおそれのある高齢者が日常生活に起因する偶発の事故により、法律上の損害賠償責任を負った場合に、これを補償する団体総合生活補償保険への加入を市が取りまとめます。

年額掛金：1,540円

【現状と評価】

令和3年4月より事業を開始しました。誤って電車を止めるかもしれない、他人の敷地の物や商品を傷つけるかもしれない、といった介護者の不安の解消を担っており、毎年更新して継続加入する方が多くいます。

認知症高齢者など個人賠償責任保険の実績

	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
年間契約者数(人)	16	21	21

【方向性】

他の認知症施策とともに、認知症の方やその家族が地域で安心して生活することができる環境の整備を図るため、今後も継続していきます。

(5) 医療と介護の連携強化

支援を必要とする高齢者が住み慣れた地域で医療・介護サービスを一体的に受けられるよう関係機関との連携を強化し、在宅療養を支える体制の充実を図ります。当市では、尾北医師会に在宅医療・介護連携推進事業を委託しており、2市2町（犬山市、江南市、大口町、扶桑町）における連携を図ります。

○在宅医療介護連携強化への取り組み <高齢者支援課>

【事業内容】

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために、関係者の連携を推進しています。

【現状と評価】

平成25年度から、尾北医師会犬山支部、犬山扶桑歯科医師会、尾北薬剤師会犬山支部、訪問看護、介護サービス事業所、介護支援専門員などの医療と介護の関係者の顔が見える関係づくりのため、研修会・情報交換会（犬山あんしんネットワークの会）を毎年開催しています。犬山市在宅医療介護連携推進協議会では、市全体における課題について検討していきます。

在宅医療・医療介護連携推進事業の実績

	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
犬山市在宅医療介護連携推進協議会（回）	2	1	1
犬山あんしんネットワークの会（回）	1	1	1

【方向性】

引き続き、切れ目のない支援ができるよう関係機関と顔が見える関係づくりに努めていくとともに、課題や施策を検討していきます。

(6) 高齢者の権利擁護の推進

すべての高齢者が、個人の意思を尊重された暮らしができるよう、権利擁護の取り組みを推進します。また、成年後見制度などの周知を図るとともに、活用するにあたっての支援の充実に努めます。

○高齢者虐待防止のための取り組み <高齢者支援課>

【事業内容】

虐待通報に対し、本人確認などの情報収集から必要時には分離措置の対応まで迅速に行うため、高齢者あんしん相談センター(地域包括支援センター)や警察などの関係機関と連携を図っています。

あわせて、高齢者及び養護者の支援を早期に行う体制づくりを推進しています。

【現状と評価】

個別事例の背景が複雑化・複合化しており、今まで以上に行政内の各部門や関係機関との連携が必要となっています。高齢者あんしん相談センター社会福祉士会で年に1回、介護サービス事業所の職員、その他関係機関を対象に高齢者虐待防止研修を実施し、専門職に対し虐待防止及び早期発見の啓発を行っていますが、地域においても高齢者虐待の防止・早期発見に関する周知啓発が必要です。

高齢者虐待事例(疑い等も含む)対応件数

	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
対応件数(件)	127	184	200

【方向性】

虐待背景の要因が複雑化・複合化しており、行政内の各部門や関係機関と連携し対応していきます。

また、早期発見・早期介入のためにも、介護サービス事業所の協力は必要不可欠であるため、市民への啓発とあわせて介護サービス事業所への啓発も継続して取り組みます。

○成年後見制度及び日常生活自立支援制度の活用推進
＜高齢者支援課＞

【事業内容】

判断能力の低下した高齢者や障害者の財産や権利を守るために、制度の周知及び必要な支援を行います。成年後見制度に関しては、申立をする親族がない場合は、市長が申立を行います。

【現状と評価】

親族がない、親族がいても疎遠で関わりを拒否している事例や複合的な課題を持つ事例が増加しています。市では成年後見センターを設置し、高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）などの関係機関との連携を図るとともに、必要な人が制度を利用できるような体制を構築していきます。

成年後見制度及び日常生活自立支援制度対応件数（高齢者のみ）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
成年後見制度市長申立件数（件）	3	3	3
日常生活自立支援制度利用件数 （件）	2	3	3

【方向性】

関係機関との連携を図り、高齢者の財産や権利を守るために、諸制度の周知や高齢者の権利擁護に関する住民の理解促進に努めるとともに、必要時の成年後見制度市長申立についても継続して実施します。